

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更したので、同条第8項の規定に基づき公告する。

令和8年7月21日

郡上市長 山 川 弘 保



1 地域計画を変更した地域

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 八幡川合 地域 | (10) 白鳥北濃 地域 |
| (2) 八幡相生 地域 | (11) 白鳥石徹白 地域 |
| (3) 八幡口明方 地域 | (12) 高鷲南 地域 |
| (4) 八幡西和良 地域 | (13) 高鷲北 地域 |
| (5) 大和西 地域 | (14) 美並三城 地域 |
| (6) 大和南 地域 | (15) 美並吉田 地域 |
| (7) 大和北 地域 | (16) 明宝 地域 |
| (8) 白鳥牛道 地域 | (17) 和良 地域 |
| (9) 白鳥白鳥 地域 | |

2 変更の概要

変更理由	・ 農地転用等による区域内面積の減 ・ 目標地図に位置付ける者の経営面積等の変更 ・ 新たな担う者を目標地図に位置付けたことによる変更
変更項目	1.地域計画の区域の状況 (1) 区域内の農用地等面積 ① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 ② 田の面積 ③畑の面積 2.農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 (2) 担い手に対する農用地の集積に関する目標 4.地域計画内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者) ・ 目標地図